

令和3年2月15日

魚沼市議会議長 遠藤 徳 一 様

議会運営委員会
委員長 佐藤 肇

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 令和3年第1回魚沼市議会定例会について
(2) 令和3年度魚沼市各会計予算の審査について
(3) 閉会中の所管事務調査について
(4) 魚沼市議会委員会条例の一部改正(案)について
(5) 議場等の新型コロナウイルス感染防止対策について
(6) 令和2年第4回定例会の課題等について
(7) その他

- 2 調査の経過 2月15日、委員会を開催し、上記案件について協議した。
令和3年第1回魚沼市議会定例会の付議事件及びその取扱い等については、別紙「令和3年第1回魚沼市議会定例会付議事件一覧」のとおりとすることとした。
また、急施事件については、定例会開会前日までに受理した請願及び陳情は議長において取扱いを決することとし、その他の事件は議会運営委員会に諮ることとした。
令和3年度魚沼市各会計予算の審査については、別紙「令和3年度魚沼市各会計予算の審査について」のとおりとした。質疑の方法は事前通告制とし、通告期限を3月4日午前8時30分とした。
閉会中の所管事務調査については、これを行うこととした。
魚沼市議会委員会条例の一部改正(案)については、議会運営委員会での委員会発議とすることとした。
議場等の新型コロナウイルス感染防止対策については、議席等にアクリル板を設置することを決定した。
令和2年第4回定例会の課題等については、各会派等から出された意見を協議し、結果を議長に報告することとした。

議会運営委員会会議録

1 調査事件

- (1) 令和3年第1回魚沼市議会定例会について
- (2) 令和3年度魚沼市各会計予算の審査について
- (3) 閉会中の所管事務調査について
- (4) 魚沼市議会委員会条例の一部改正(案)について
- (5) 議場等の新型コロナウイルス感染防止対策について
- (6) 令和2年第4回定例会の課題等について
- (7) その他

2 日 時 令和3年2月15日 午前10時

3 場 所 本庁舎3階 委員会室

4 出席委員 大桃俊彦、大平恭児、佐藤敏雄、渡辺一美、佐藤 肇、高野甲子雄、
本田 篤

5 欠席委員 なし

6 説明員 内田市長、森山総務政策部長、大塚総務政策部副部長

7 書 記 佐藤議会事務局長、磯部議会事務局次長

8 経 過

開 会 (10:00)

佐藤(肇)委員長 定足数に達しておりますので、議会運営委員会を開会いたします。
これより議事に入ります。

(1) 令和3年第1回魚沼市議会定例会について

佐藤(肇)委員長 日程第1、令和3年第1回魚沼市議会定例会についてを議題といたします。
す。(1)付議事件について、執行部から説明を求めます。

内田市長 執行部側の提案の内容について説明させていただきますが、内容につきましては、
総務政策部長及び総務政策部副部長に説明をさせますので、よろしく願いいたします。

大塚総務政策部副部長 それでは、別紙の付議事件一覧に沿って、事件番号1番から説明を
したいと思います。

まず、事件番号1番から4番につきましては、各会計の既決予算に追加、変更等を加え

る予算の補正について、それぞれ議決をお願いするものであります。

まず、事件番号1番の令和2年度魚沼市一般会計補正予算（第7号）の補正内容であります。歳入歳出予算につきまして、歳入では、国の補正予算関連などに係る国庫支出金、実績見込みに伴う財産収入などのほか、今年度末に廃止を予定している新庁舎建設基金の廃止に伴う繰入金及び財源調整に伴う財政調整基金繰入金の追加並びに市債の調整、追加などの一方で、実績による工業団地造成事業特別会計貸付金の返済の減額のほか、各事業の実績見込みに伴う施設使用料や県支出金などの減額を、歳出では、国の補正予算関連、市単独事業の前倒し関係の事業費に加え、廃止予定の新庁舎建設基金を公共施設整備等基金に積み替えるための積立金、大雪に伴う道路除雪委託料や軽度生活支援の除雪援助委託料などを追加するほか、新型コロナウイルス感染症対策として、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保及び接種経費、中小事業者経営継続支援事業補助金、魚沼市出身の学生応援事業に係る経費及び各小中学校で必要な感染症対策経費などを追加するとともに、年度末を控えて、各事業の実績見込みに伴う所要額の追加または減額を含めた調整及び財源内訳の変更が主なものであります。また、このほかに継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債につきましても、併せて補正をお願いするものであります。

次に、事件番号2番の令和2年度魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の補正内容につきましては、事業勘定において歳入、歳出予算ともに、療養給付費等の実績見込みに伴う所要額の増額及び財源内訳の変更などが主なものであるほか、直営診療所勘定において、歳入では、一般会計繰入金の増額が、歳出では、守門診療所の空調機器の修繕が必要になったため修繕料の増額をお願いするものであります。

次に、事件番号3番の令和2年度魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の補正内容につきましては、歳入、歳出予算ともに年度末を控えて、事業の実施や広域連合への負担金の実績見込みに伴い、それぞれ所要額の減額及び財源内訳の変更を行うものであります。

次に、事件番号4番の令和2年度魚沼市工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）の補正内容につきましては、水の郷工業団地用地について、今年度の売払い実績に加え、団地の管理及び造成工事の実績見込みに伴い、歳入、歳出予算ともにそれぞれ所要額の減額及び財源内訳の変更を行うものであります。

続きまして、事件番号5番から13番までが新年度の当初予算関係の9件であります。令和3年度魚沼市一般会計予算、4つの特別会計予算及び4つの企業会計予算、合わせて9件の新年度の各会計予算の審議をお願いするものであります。

以上で、今年度の補正予算関係及び新年度の当初予算関係の説明といたします。

森山総務政策部長　続きまして、事件番号14番、魚沼市地区集会施設条例の一部改正については、地区集会施設を一部関係自治会に譲渡することに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、15番、魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、魚沼市学校運営協議会を設置することに伴い所要の改正を行うものであります。

続いて、16番、魚沼市新庁舎建設基金条例の廃止については、新庁舎の建設が完了したため、当該条例を廃止するものであります。

次に、17番、魚沼市消防本部及び消防署設置条例の一部改正については、魚沼市消防署上条出張所の名称変更に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、18番、魚沼市火災予防条例の一部改正については、総務省令の改正による急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する基準の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、19番、魚沼市市民会館条例の一部改正については、旧湯之谷庁舎の用途変更に伴い、所要の改正を行うものであります。

続きまして、20番、公益的法人等への魚沼市職員の派遣に関する条例の一部改正については、地域包括支援センターを運営する社会福祉法人に新たに職員を派遣するため、所要の改正を行うものであります。

次に、21番、魚沼市介護保険条例の一部改正については、魚沼市第8期介護保険事業計画策定等に伴い、令和3年度から令和5年度までの介護保険料の保険料率等の改正を行うものであります。

次に、22番、魚沼市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

続きまして23番、魚沼市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、24番、魚沼市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

続きまして、25番、魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、魚沼市景観審議会の設置に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、26番、魚沼市営住宅条例の一部改正については、市営大清水住宅を用途廃止することに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、27番、魚沼市温泉施設等条例の一部改正については、地域休養施設羽川荘及び農業体験実習館青雲館の用途廃止並びに一部温泉施設の利用時間等の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、28番、魚沼市観光施設等条例の一部改正については、福山峠緑のふるさと広場キャンプ場バンガロー新設に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、29番、魚沼市観光施設等条例の一部改正については、大自然館ログハウスの用途廃止及び中峰スポーツ広場の利用時間の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

大塚総務政策部副部長　　続きまして、事件番号30番、市有財産の処分について（三沢生活改善センター）は、三沢地区にある三沢生活改善センターにつきまして、それから

事件番号 31 番、市有財産の処分について（西名農事集会所）につきましては、西名地区にある西名農事集会所につきまして、それぞれ自治会へ譲与を行うために、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づきまして、それぞれ議会の議決をお願いするものであります。

続きまして、事件番号 32 番から 34 番の 3 件につきましては、スキー場に係る市有財産の貸付につきまして、それぞれ議決をお願いするものであります。

事件番号 32 番、市有財産の貸付けについて（小出スキー場）から、34 番、市有財産の貸付けについて（須原スキー場）につきましては、令和 3 年 3 月 31 日をもって当該貸付契約が満了することに伴い、それぞれの事業者から財産を借り受けたいという申出をいただきましたので、令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 2 年間、当該市有財産を無償で貸し付けるために、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、それぞれ議会の議決をお願いするものであります。

続きまして、事件番号 35 番から 55 番につきましては、更新予定の 21 件、28 施設に係る指定管理者の指定についてであります。これらにつきましては、それぞれ指定希望団体から申請を受け、指定管理者選定委員会におきまして各団体からの説明を受けて審査を行い、それぞれ指定管理者の候補者に選定したものであり、これらを指定管理者として指定するために、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、それぞれ議決をお願いするものであります。

森山総務政策部長　続きまして、56 番、教育委員会委員の任命についてであります。教育委員会委員の 1 名の方の任期が満了となることから、その後任の方の任命について議会の同意を求めるものでございます。

それから、議長の受付事件の報告等について 3 件ほど説明させていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

佐藤（肇）委員長　はい。

森山総務政策部長　それでは引き続き、議長の受付事件（報告等）になりますが、事件番号 7 番、8 番、9 番について、ご説明を申し上げます。

事件番号 7 番、専決処分の報告について（専決第 1 号 和解及び損害補償の額の決定について）であります。令和 3 年 1 月 4 日に湯之谷小学校正面駐車場において、同校の庁務員が除雪機で除雪中に運転操作を誤り、同駐車場に駐車していた乗用車に雪を飛散させ同車両を破損させた事故について和解が成立し、損害賠償の額が決定いたしましたので、地方自治法の規定により専決処分を行ったものであります。

続きまして、事件番号 8 番、専決処分の報告について（専決第 2 号 和解及び損害補償の額の決定について）は、令和 2 年 11 月 30 日に魚沼市役所本庁舎北側駐車場に接する市道袖八大塚支線において、本市職員が同駐車場に駐車しようとして後進した際に、直進してきた相手方所有の車両に衝突し車両を破損させた事故について和解が成立し、損害賠償の額が決定いたしましたので、地方自治法の規定により専決処分を行ったものであります。

続いて、事件番号 9 番、専決処分の報告について（専決第 3 号 和解及び損害補償の額の決定について）は、令和 3 年 1 月 26 日に堀之内小学校職員駐車場脇の前庭において、同校の庁務員が立木の剪定作業を行っていた際に、切り落とした枝が駐車場の空きスペースに落下した勢いで同駐車場に駐車していた乗用車に枝が当たり同車両を破損させた事

故について和解が成立し、損害賠償の額が決定しましたので、地方自治法の規定により専決処分を行ったものであります。以上であります。

佐藤（肇）委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

渡辺委員 事件番号 32 番から 35 番について、中身についてはここでは審議できないとは思ってはいるんですけども、議案のほうは 19 日には配付ということですので、それを見れば分かることではあるかと思うんですが、令和元年 11 月 1 日からということで、今 3 月 31 日までの契約書があります。この契約書の条項の中の第 2 条は 3 月 31 日までとなっていますが、第 2 項では、前項の貸借期間は理由のいかんを問わず、本契約内容での更新または延長しないものとするという条項がございますけれども、これについて執行部のほうは当然知っていると思っておりますけど、その点についてちょっと聞かせていただきたいのですが。

大塚総務政策部副部長 今ほどの件になります、これまでの契約につきましては 3 月 31 日付で終わりとなります。今回につきましては、延長ということではなく、契約内容を見直した上で、新しく契約を締結をしたいという形になっております。これまで、費用負担という部分についても含めた、経営支援的な部分も含んだような契約内容になっていたかと思いますが、今回につきましては、普通財産あるいは物品の貸付けのみの契約という形で契約を行いたいということで、また別の契約として新しく契約を締結する形となっております。

渡辺委員 そうしますと、この 2 項には抵触しない、本契約内容での更新または延長しないものとするという、本契約内容とは全く別のものであると認識してよろしいでしょうか。

大塚総務政策部副部長 無償貸付という点につきましては変わっておりませんが、契約の内容につきましては、また別の契約という形で考えております。

佐藤（肇）委員長 ほかに質疑はございませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。ただいま説明のあった市長提出事件について、これを受けることにしたいと思います。ご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、市長提出事件については、これを受けることに決定いたしました。

次に、議長受付・提出事件について説明を求めます。

佐藤議会事務局長 （資料「令和 3 年第 1 回魚沼市議会定例会付議事件一覧（案）」「令和 3 年第 1 回定例会請願文書表」により説明）

大変申し訳ありません。議長受付・提出事件の事件番号 2 番につきまして、陳情書となっておりますが、請願書の誤りでございました。訂正をさせていただきます。

佐藤（肇）委員長 ただいま説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。ただいま説明があった議長受付・提出事件について、これを受けることにしたいと思います。ご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。したがって、議長受付・提出事件については、受けることに決定いたしました。

次に、（2）付議事件の取扱いについてご審議願います。ア、イについて議会事務局長に説明を求めます。

佐藤議会事務局長 （資料「令和 3 年第 1 回魚沼市議会定例会付議事件一覧（案）」の取扱（案）

について説明)

佐藤（肇）委員長　説明が終わりました。ただいまの説明について質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただいま説明のあった付議事件の取扱いについては、議会事務局長の説明のと通りの取扱いとしたいと思います。ご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、ウ、急施事件の取扱いについて、議会事務局長に説明を求めます。

佐藤議会事務局長　急施事件の取扱いにつきましては、定例会開会日前日までに受理した請願、陳情は、議長において取扱いを決することとし、その他の事件につきましては、議長、委員長が協議し、議会運営委員会で取扱いを決定することとさせていただきたいするものです。以上です。

佐藤（肇）委員長　ただいまの説明について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。お諮りいたします。急施事件の取扱いについて、定例会開会日前日までに受理した請願、陳情は、議長において取扱いを決することとし、その他の事件については議長、委員長が協議し、議会運営委員会で取扱いを決定することとしたいと思います。ご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

（２）令和３年度魚沼市各会計予算の審査について

佐藤（肇）委員長　日程第２、令和３年度魚沼市各会計予算の審査についてを議題といたします。議会事務局長に説明をさせます。

佐藤議会事務局長　（別紙「令和３年度魚沼市各会計予算の審査について（案）」により説明）

佐藤（肇）委員長　説明が終わりました。これより質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。今ほどお話がありました。通告期限等についてもご意見いただきたいと思っております。ありませんか。（なし）質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。お諮りいたします。令和３年度魚沼市各会計予算の審査については、議会事務局長の説明があったとおり、予算審査特別委員会を設置して審査をすることとし、質疑については通告制とし、通告期限を３月４日午前８時３０分としたいと思います。ご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

ここでしばらくの間、休憩をいたします。

休　　憩（１０：４２）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（１０：４５）

佐藤（肇）委員長　休憩を解き、会議を再開いたします。

(3) 閉会中の所管事務調査について

佐藤（肇）委員長 日程第3、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。お諮りいたします。本委員会が閉会中に所管事務調査を行うことについて、議長宛て申し出たいと思います。ご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務調査については、議長宛て申出を行うことに決定いたしました。

この後の日程は主に委員会内部の調整等になります。ここで執行部から報告、協議事項等があればそれを先に行い、なければこれで執行部からは退席願うこととしたいと思えます。ご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。それでは、執行部から協議、報告事項等はありませんか。

内田市長 ございません。

佐藤（肇）委員長 委員の皆さんから執行部に対して何かございませんか。（なし）ないようですので、これで執行部からは退席いただきたいと思えます。

しばらくの間、休憩といたします。

休 憩（10：46）

執行部退席

再 開（10：46）

佐藤（肇）委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

(4) 魚沼市議会委員会条例の一部改正（案）について

佐藤（肇）委員長 日程第4、魚沼市議会委員会条例の一部改正（案）についてを議題といたします。条例案を配付してありますので、ご審議を願いたいと思えます。質疑等はありませんか。（なし）ないようですので、これで質疑を終結いたします。本件につきましては、案のとおり委員会発議とすることでご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、本件については、案のとおり委員会発議とすることによって決定いたしました。

(5) 議場等の新型コロナウイルス感染防止対策について

佐藤（肇）委員長 日程第5、議場等の新型コロナウイルス感染防止対策についてを議題といたします。本件については、2月3日の会派代表者会議及び2月10日の全員協議会で説明され、当委員会で審議することとされたものであります。再度、議会事務局長に確認したい点等がございましたら、質疑を受けたいと思えます。質疑はございませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。本件については、これまでに説明があったとおり、議場等に新型コロナウイルス感染症対策としてアクリル板を設置する

ことをご異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、これまでの事務局の説明のとおり、議場等に新型コロナウイルス感染症対策としてアクリル板を設置することに決定をいたしました。

(6) 令和2年第4回定例会の課題等について

佐藤(肇)委員長 日程第6、令和2年第4回定例会の課題等についてを議題といたします。
事務局より資料が配付されておりますので、説明を求めたいと思います。

佐藤議会事務局長 今ほど、新型コロナウイルス感染症対策という部分で決定いただきましたので、フェイスシールドの部分については、多くの意見をいただいておりますが、議場等での対策ということではアクリル板の設置ということで対応をお願いしたいと思います。それ以外の部分で4点ございます。

(資料「令和2年第4回定例会の課題等について 各会派等の意見」により説明)

佐藤(肇)委員長 ただいま説明が終わりましたが、本説明について質疑があれば先に受けたいと思います。(なし) ないようですので、これから委員間での協議に入りたいと思いますので、しばらくの間、休憩いたします。

休 憩 (10:52)

休憩中に自由討議

<フェイスシールド>

・コロナ対策のフェイスシールドについては、会派代表者会議、全員協議会において協議してきたもの。このことについては以上とする。

<一問一答方式>

・最初の質問は一括質問の一括答弁である。次の質問から一問一答方式を選択するかということ。通告書の小項目の中に文章として「また」と入っていても問題ない。

・2回目の質問が一問一答になっていなければ、議長が制すればいいのではないか。

・本件については、議員個々の問題である。こういうご意見があったということで、議長に報告する。

<質問時間>

・60分に戻すのは時期が来てから。コロナ対策として始めたことである。結果がまだ出ていない現時点では継続すべきことと感じている。いずれは戻さなければならない。

・日本全国の中で緊急事態宣言発令されている県もあるという中では、コロナ対策として持ち時間を40分にしていることについては、この議会ではそのままにすべきと思う。

・コロナ対策であれば、1人の持ち時間を長くしても、そう影響がないのではないかと感じた。

・一般質問の時間短縮は、議場が密になる時間をどうしたら短くできるかということが目的のコロナ対策と捉えている。アクリル板設置などいろいろな対策はしているが、3密に近い状況で議場にいる時間をいかに減らせるか。もう少し状況が改善してからと考える。

・現状の取扱いとする。

<補正予算の説明資料>

・唐突に補正予算を出す前に、所管の委員会の中で実態を教えてもらっていただければ、調査も可能ではないかという意味だと思うので、それも含めて今後の検討課題でどうか。

・補正予算書に事業名と執行する金額を全部書いてほしいという意図である。一応、執行部には申入れをしてあるが、検討事項ということではないか。

・本件については、議長が既に申入れを行っていることもあり、今後の検討事項とする。

<議会開催日の検温>

・そのとおりだと思う。正面玄関に検温器が設置されたので、全員必ず実施することではないか。

・議員は、正面玄関の検温器を利用して、検温してから入るようにする。

・傍聴者も正面玄関で実施してもらえればいいのではないかと。貼り紙などで促す。

・傍聴者についても正面玄関の検温器を使っていただく。議会として改めてはしない。

・傍聴受付票に記入欄を設けたらどうか。

・傍聴者の対応は、事務局のほうで工夫してもらおう。

再 開 (11:06)

佐藤（肇）委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

休憩中に協議をさせていただきましたが、4点の課題を協議させていただきました。

まず、1点目。一般質問の通告に関しては、それぞれの議員が行っていることなので、こういったご意見があったということでお知らせする程度とさせていただければと思います。よろしいでしょうか。（異議なし）

次に、2点目の質問時間についてのご意見です。これについては、コロナ対策の一環ということで、状況が改善しない中であるので、しばらくの間改善されるまで継続をさせていただくということ、現状の取扱いということにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。（異議なし）そのように決定させていただきました。

次に、補正予算の説明資料についてです。これについては、議長から既に申入れをしていただいたということですので、今後の予算審議等もあるので、その経緯を見たいということにさせていただきたいと思います。

最後に、議会開催日の検温ということで提案をいただいております。これについては、庁舎正面玄関で体温を測ることができること、並びに傍聴の方については、受付のところで今後事務局において工夫していただくということになりましたので、そのようにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。（異議なし）

以上4点について決定いたしましたので、これについては議長に報告をさせていただきたいと思います。

(7) その他

佐藤（肇）委員長 日程第7、その他を議題といたします。委員の皆さんから何かございま

せんか。(なし) ないようですので、これで日程第7、その他を終わります。本日の会議録の調製につきましては、委員長に一任をお願いいたします。本日の議会運営委員会はこれで閉会いたします。

閉 会 (11 : 09)